

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月21日から同年8月21日まで

昭和34年3月にB社に入社し、同年7月21日に関連会社のA社に出向した。当該出向の際には間を空けずに勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿、就業証明書、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和34年7月21日にB社からA社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料が現存していないため不明と回答しているが、B社から提出された社員名簿には、申立人が昭和34年7月21日にA社へ出向した旨の記録（出向等欄）とともに、同年8月21日に同社へ入社した旨の記録（経歴欄）があり、当該入社日として記録された日付（同年8月21日）は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月から13年7月まで  
② 平成14年2月

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与と比べて低くなっている。

申立期間①及び②に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付

の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間のうち、平成11年6月から12年6月及び13年7月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11年7月から12年6月までは17万円、11年6月及び13年7月は保険料控除無し）は、オンライン記録の標準報酬月額（11年6月から12年6月までは20万円、13年7月は17万円）よりも低く、また、12年7月から13年6月までの期間については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17万円）はオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は70万円、申立期間③は50万円及び申立期間④は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月9日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年8月7日  
④ 平成16年12月18日

申立期間①から④までについて、支給された賞与額と年金記録の標準賞与額が相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は70万円、申立期間③は50万円及び申立期間④は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、申立人が所持する賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（33万円）は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月  
厚生年金保険から国民年金への切替機会が何度かあったが、全て切れ間無く、そのつど手続をしている。  
申立期間についても加入手続を行い、国民年金保険料を納めたはずなので、未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）によると、申立人は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入に伴い厚生年金保険被保険者記号番号で付番された基礎年金番号により、10年7月16日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し、これ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）によると、申立期間は、申立人の妻も申立人と同様に未加入期間とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から58年3月まで  
A村に転居した数年後に、役場か社会保険事務所(当時)から、国民年金保険料が未納となっている旨の通知があったため、分割して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付時期について、申立人は、「A村に転居した数年後に通知があったので、申立期間の保険料を分割で納付した。」と主張しているが、申立人が同村に転居した昭和61年4月時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成5年9月21日に、昭和58年10月から59年3月までの申請免除期間について追納申出を行い、当該期間の追納保険料を、平成5年10月から6年3月にかけて、毎月ほぼ1か月分ずつ納付していることが確認できることから、申立人は、当該追納保険料の分割納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性が高い。

さらに、日本年金機構B事務センターは、当時、免除期間の追納期限が迫っている者に対して、社会保険事務所から追納勧奨状を送付していたことから、申立人が受け取ったとする通知は、申立人の昭和58年10月から59年3月までの申請免除期間に係る追納勧奨状であったと考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月から同年 6 月まで  
② 平成 5 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 平成 6 年 7 月から同年 9 月まで  
④ 平成 7 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①から④までの標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と相違しているので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の関係資料を保管していないと回答している上、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは、申立人とその家族のみであることが確認できるところ、申立人は、「家族経営の会社であるため、給与は現金の手渡しで、給与明細書は発行されなかった。」と供述しており、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間①については、当初 50 万円と記録されていた標準報酬月額が平成 5 年 8 月 2 日付けで 20 万円に遡って減額訂正されており、申立期間②についても、同日付けで 38 万円に減額訂正されていることが確認できるところ、A社に係る滞納処分票の保管は無い上、当時から当該事業所の取締役である申立人は、「社会保険事務所(当時)の記録誤りや滞納保険料を解消するために社会保険事務所の関与の下に行われた処理ではなく、事業所の判断で行った処理である。」と説明している。

さらに、申立期間③及び④については、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い。

加えて、申立人の標準報酬月額に係る届出を行ったとされるA社の当時の代表取締役（申立人の父）及び取締役（申立人の母）の両名は、高齢のため当時の事情を聴取できず、申立人に係る当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月から 21 年 1 月まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が誤りであることが判明した。

会社は事後訂正を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されたが、当該事業所は、平成20年9月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後にB年金事務所に対し訂正の届出を行い、23年3月9日付けで56万円に訂正されている。しかし、当該訂正記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となっておらず、当該期間の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（56万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、A社から提出された所得税源泉徴収簿及び申立人から提出された給与明細書によると、申立人の申立期間における給与額は、当該訂正後の標準報酬月額に見合う額（56万円）であるものの、当該給与額から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（47万円）は、当該訂正前のオンラ

イン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1082

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 10 日から 43 年 3 月 31 日まで  
厚生年金保険被保険者期間調査通知書で、A社に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金を支給されたことになっているということを知った。  
脱退手当金をもらった記憶は無く、自分で請求はしていないし、退職するときに会社から脱退手当金の説明を受けてもいない。  
脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容は、支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録の支給対象期間、支給額及び支給年月日と一致している上、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱B」の押印が確認できることなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。  
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。  
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。